

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19 生産第 9424 号

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 6 年 12 月 17 日付け 6 農振第 1987 号

第 1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業の内容

要綱第 4 第 2 項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第 3 に定める別記 1 から別記 8 までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第 3 の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の（1）の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動、実施隊員確保のための人材育成活動及び効果的な対策の実践に向けた集落点検体制の構築・強化への支援を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 シカ・クマ特別対策等事業

シカ等の生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

また、農業被害や農業者の人身被害低減のため、農地周辺等におけるクマの捕獲対策等を実施する事業とする。

6 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

7 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

8 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

また、大阪・関西万博会場内外において、ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等による情報発信の取組を実施する事業とする。

第3 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記4
- 5 シカ・クマ特別対策等事業：別記5
- 6 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記6
- 7 全国ジビエプロモーション事業：別記7
- 8 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記8

(別記 8)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第 1 事業の取組等

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4) で準用する別記 1 の第 1 の 4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記 1 の第 1 の 4 を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3) に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。）とする。

(6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の 1 の (2) に係る採択要件の欄の 5

の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

(7) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記 1 の第 1 の 9 を準用する。

(8) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記 1 の第 1 の 10 を準用する。

(9) 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記 1 の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第 4 の 1 の (1) の事業実施計画と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあつては地方農政局長、その他の事業実施主体にあつては都道府県知事に提出するものとする。

2 ジビエ関連出展等事業

(1) 事業の取組

ジビエ利活用の更なる拡大に向けて情報発信を行うものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類欄の 2 の (8) ①に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

(3) 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記 1 の別紙「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第 4 の 2 の (1) の事業実施計画と併せ、

農村振興局長に提出するものとする。

第2 事業の内容等

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保することとする。（参照URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の6の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

ア 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど、効率的・

効果的な整備を実施するものとする。

イ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど、効率的・効果的な整備を実施するものとする。

ウ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うものとする。

2 ジビエ関連出展等事業

(1) 事業の内容

大阪・関西万博において、鳥獣被害対策及びジビエ利活用に対する一般国民等への理解醸成を図るため、以下の取組を行う。

ア 万博会場内におけるブースの設営及び運営、試食・ワークショップ等を通じた情報発信

(ア) ジビエの食文化における歴史や鳥獣被害対策、ジビエ利活用に関する動画や体験コンテンツを備えたブースの設営・運営等を行う。

(イ) 来場者へジビエの魅力を伝えるため、ジビエの試食に関する取組を行う。

(ウ) 万博会場内のステージにおいて、ワークショップ等の実施を行う。

(エ) (ア) から (ウ) までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

イ 大阪・関西万博と連動した会場外における催事等への出展

さらなるジビエ等の理解醸成・喫食機会拡大のため、会場外における催事等への出展を行う。なお、出展後、取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

(4) 留意事項

事業実施主体は、試食や催事の出展等におけるジビエの提供に当たっては、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を遵守し、

安全確保を図ることとする。大阪・関西万博会場での設営・運営等に当たっては、事業実施に要する情報収集に努め、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会のレギュレーションを遵守するほか、他の展示ブースを含む全体の展示との調和を図るものとする。

第3 交付額等

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。)は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1段当たり)	148	391
	電気柵シート (地際補強)	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,290	3,000
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,950	4,530

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1段当たり)	74	317
	ネット柵	545	2,055
イノシシ	金網柵 (ロール状)	985	4,395
	ワイヤーメッシュ	635	2,365

	ユ柵 (パネル状)		
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	1, 395	6, 225
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	975	3, 555

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	826	2, 065

エ グレーチング

上限単価 (万円/m ²) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (定率、%) (左記以外の場合)
17.7	50

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート (地際補強) は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・電気柵シート (地際補強) は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1(1)において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲

内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

(2) 地域特認

ア 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の(1)の上限単価を超える事業については、地方農政局長が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の(1)で準用する別記1の第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の3の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

2 ジビエ関連出展等事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

第4 事業の実施等の手続

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の実施手続

事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。

(2) 事業実施計画の作成等

ア (1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあっては、別記1の別表1の1の整備事業（新規整備）及び整備事業（既設柵の地際補強）に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表

1の1の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ (1)で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあつては、別記1の別記様式第6号により、(1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計画にあつては、別記1の別記様式第9号の別添により作成するものとする。

ウ (1)で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たつての留意事項は別記1の別表4に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、別記1の第4の4の規定を準用する。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

2 ジビエ関連出展等事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更にあつては、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情

がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記1の別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

2 ジビエ関連出展等事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

事業評価は、別記1の第6の1を準用する。

(2) 改善計画

改善計画は、別記1の第6の2を準用する。

2 ジビエ関連出展等事業

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導等

推進指導等は、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業にあつては別記1の第8、ジビエ関連出展等事業にあつては別記7の第8を準用する。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第9の規定を準用する。

第11 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

別表

ジビエ関連出展等事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要経費	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻	

	訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記8の第4の2の（2）、第4の2の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ関連出展等事業）の
実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ関連出展等事業）
を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施
要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の
第4の2の（1）の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ ジビエ関連出展等事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. 展示物を活用した情報発信	円	円	円	
2. 試食の実施				
3. ワークショップの実施				
4. 万博会場外での催事の出展等				
5. 報告書等				
6. その他（ ）				
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 展示物を活用した情報発信の概要

--

(3) 試食の実施の概要

--

(4) ワークショップの実施の概要

--

(5) 万博会場外での催事の出展等の概要

--

(6) 報告書等の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとること。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (6) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

(3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記8の第4の2の（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ関連出展等事業）の
交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記8の第5の2関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ関連出展等事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記8の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2) の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2) の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和5年度予算に係る事業については、なお、従前の例による。